

要配慮者の避難の在り方検討会設置要綱

(目 的)

第1条 南海トラフ地震等の大規模災害が発生した際に、要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者）の心身の健康状態の悪化を防ぐため、適切な避難先の確保等、具体的な避難対策を検討する「要配慮者の避難の在り方検討会（以下「検討会」という。）」を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討会は、次の各号に掲げる事項について検討するものとする。

- (1) 要配慮者の適切な避難先の確保等に関すること。
- (2) 避難先での適切な支援の在り方に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、要配慮者の避難の在り方に関して必要な事項。

(構 成)

第3条 検討会は、別表1に掲げる分野の委員12名以内で構成するものとする。

- 2 検討会には委員の互選により委員長、副委員長を置く。
- 3 委員長は検討会を代表し、会務を総括する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任 期)

第4条 委員の任期は、2年間とし、再任を妨げないものとする。ただし、補欠又は増員により選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(会 議)

第5条 検討会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 委員長は、必要に応じて検討会の会議に委員以外の者を出席させて意見を聴取することができる。

(事務局)

第6条 検討会の事務局は、別表2に掲げる関係各課で構成するものとする。

- 2 検討会の庶務は、高知県子ども・福祉政策部地域福祉政策課において行う。

(雑 則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年2月25日から施行する。
- 2 第3条の規定にかかわらず、委員長選出までの間は、高知県子ども・福祉政策部地域福祉政策課長が会議を招集する。

附 則

この要綱は、令和7年7月3日から施行する。

別表 1（第 3 条関係）

学識経験者
医療関係者
社会福祉事業関係者
社会福祉協議会
日本赤十字社
市町村

別表 2（第 6 条関係）

危機管理部 危機管理・防災課
危機管理部 南海トラフ地震対策課
健康政策部 保健政策課
健康政策部 健康対策課
子ども・福祉政策部 地域福祉政策課
子ども・福祉政策部 長寿社会課
子ども・福祉政策部 障害福祉課
子ども・福祉政策部 障害保健支援課
子ども・福祉政策部 子育て支援課